

最高裁秘書第2767号

令和4年10月14日

林弘法律事務所

弁護士 山中 理 司 様

最高裁判所事務総長 堀 田 眞 哉

司法行政文書不開示通知書

8月10日付け（同月15日受付、第040324号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示しないこととしましたので通知します。

記

1 開示しないこととした司法行政文書の名称等

裁判所職員又はその家族の訃報に接した際、裁判所がその遺族に対して送っている説明文書（弔電、焼香、報道機関への通知に関する希望を聞いたり、訃報通知の範囲に関する希望を聞いたりする文書を含むが、これに限らない。）

2 開示しないこととした理由

1の文書は、存在しない。

（注）この判断に苦情がある場合は、この通知を発した日（本通知書の右上に記載された日付）の翌日から起算して3か月の間、最高裁判所事務総局秘書課に対して苦情の申出をすることができます。

（担当）秘書課（文書開示第二係） 電話03（4233）5240（直通）